

入札説明書

令和8年札幌市告示第845号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和8年2月24日

2 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011 - 818 - 3413 FAX 011-812-5203）

メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア 中央区下水道管路維持管理業務
- イ 北区下水道管路維持管理業務
- ウ 東区下水道管路維持管理業務
- エ 白石区下水道管路維持管理業務
- オ 厚別区下水道管路維持管理業務
- カ 豊平区下水道管路維持管理業務
- キ 清田区下水道管路維持管理業務
- ク 南区下水道管路維持管理業務
- ケ 西区下水道管路維持管理業務
- コ 手稲区下水道管路維持管理業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

入札は、上記(1)に示す調達件名ごとに、別表1に示す入札対象業務（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等を含む。）の金額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は、上記(1)に示す調達件名ごとに別表2-1～2-10に示す区分・工種ごとの単価（経費込み）によるものとし、その金額は、入札書に記載された金額に、当該区分・工種に係る係数を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

4 発注方法

この役務は、特定共同企業体による共同請負方式である。

5 入札参加資格

この入札に参加する者は、下記(1)及び(2)に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 構成員のすべてが下記6に掲げる特定共同企業体の構成員の条件を満たしていること。
- (2) 下記7に掲げる特定共同企業体の結成条件を満たしていること。

6 特定共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 本市の競争入札参加資格について、次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる要件にいずれも該当する者であること。

ア 共同企業体の代表者

- (ア) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」及び「廃棄物処理業」に登録されている者であること。
- (イ) 令和 7・8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であり、かつ、その等級区分が「A1」、「A2」又は「B」であること。
- (ウ) 本店所在地が「市内」であること。

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

- (ア) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「上下水道施設等維持管理業」及び「廃棄物処理業」に登録されている者であること。
 - (イ) 令和 7・8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であること。
 - (ウ) 本店所在地が「市内」であること。
- (4) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条の要件を満たす中小企業であること。
 - (5) 北海道知事又は札幌市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項に規定する許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者であり、その事業の範囲に「汚泥」「廃プラスチック類」「木くず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」が含まれていること。ただし、上記 3(1)に示す調達件名のうち、「イ 北区下水道管路維持管理業務」にあつては北海道知事の許可に限る。
 - (6) 次のいずれかの資格を有する者で、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを主任技術者として本業務に配置することができること。

ただし、共同企業体の代表者にあつては、当該主任技術者を専任で配置することとし、他の業務（工事を含む。）等との兼任は認めない。

ア 建設機械施工管理技士（建設機械施工技士を含む。1 級又は 2 級。ただし、2 級は第 1 種から第 6 種に限る。）

イ 土木施工管理技士（1 級又は 2 級。ただし、2 級の種別は土木に限る。）

ウ 技術士（上下水道部門（選択科目「下水道」）、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目「建設」）に限る。）

エ 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会が認定する「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」又は「下水道管路管理専門技士」

オ 地方共同法人日本下水道事業団が実施する「下水道技術検定（第 1 種、第 2 種、若しくは第 3 種）」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者

- (7) 次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる者を本業務に配置することができること。

ア 共同企業体の代表者

業務代理人として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を現場に常駐させること。ただし、当該業務代理人は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認められる場合には常駐義務の緩和措置（他の業務又は工事との兼任）を適用することができるものとする。

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

業務代理人を補完する業務代理人補として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を業務代理人が常駐する現場以外の現場に常駐させること。ただし、当該業務代理人補は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認められる場合には常駐義務の緩和措置（他の業務又は工事との兼任）を適用することができるものとする。

(8) 共同企業体の代表者は、次に掲げる車両をいずれも保有していること。（2年以上のリース契約を含む。）

ア 高圧洗浄車（4 tクラス以上）

イ 汚泥吸引車（4 tクラス以上）

※2年以上のリース契約は、入札参加資格の審査に係る書類の提出日（申請日）を含む2年以上のリース期間（自動更新条項を適用する場合を含む。）となっているものに限る。

(9) 共同企業体の代表者は、次に掲げる履行実績及び施工実績があること。

ア 本市が発注した次のいずれかの業務について、元請としての履行実績があること。ただし、当該履行実績は、平成22年4月1日以降に業務が完了しているもの（共同企業体により履行した業務を含む。）であること。

(ア) 下水道管路維持管理業務

(イ) 下水道管路保全業務

(ウ) 大口径管テレビカメラを用いた調査業務

(エ) 下水道管内テレビカメラ調査業務

イ 札幌市工事等分類コード表に示す「73 下水道」の「23 管路（管更生・内面修繕）」に該当する工事について、元請としての施工実績があること。ただし、当該施工実績は、平成22年4月1日以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるもの（共同企業体により施工した工事を含む。）であること。

(10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(11) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（同一特定共同企業体の構成員との間で、この関係を有する者を除く。）

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

7 特定共同企業体の結成条件

入札に参加する者は、次の結成条件を満たした特定共同企業体でなければならない。

(1) 構成員の数が 2 社以上であること。

(2) 各構成員が、一の業務の入札において 2 以上の共同企業体の構成員とならないこと。

(3) 経常共同企業体が共同企業体の構成員とならないこと。

(4) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。

(5) 各構成員の出資の割合が均等割の 10 分の 6 以上であること。

(6) 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するために中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

(7) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

8 入札手続等

(1) 入札書の提出

この入札に参加する特定共同企業体の代表者は、別紙 1 の様式にて入札書を作成し、提出すること。

(2) 特定共同企業体協定書の提出

この入札に参加する特定共同企業体の代表者は、別紙 7 の様式にて特定共同企業体協定書を作成し、提出すること。

(3) 入札書及び特定共同企業体協定書の提出方法等

この入札に参加する特定共同企業体の代表者は、入札書及び特定共同企業体協定書を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限

令和 8 年 3 月 9 日(月) 16 時 00 分（必着とする。）

イ 入札書等の提出方法

持参又は送付により提出すること。なお、ファックス、電子メールその他の方法による提出

は認めない。

ウ 入札書等の提出場所

上記2に同じ。(持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。)

(4) 開札日及び開札場所

令和8年3月10日(火)

札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室(住所は上記2に同じ)

(5) 開札時刻

ア 中央区下水道管路維持管理業務	9時00分
イ 北区下水道管路維持管理業務	9時05分
ウ 東区下水道管路維持管理業務	9時10分
エ 白石区下水道管路維持管理業務	9時15分
オ 厚別区下水道管路維持管理業務	9時20分
カ 豊平区下水道管路維持管理業務	9時25分
キ 清田区下水道管路維持管理業務	9時30分
ク 南区下水道管路維持管理業務	9時35分
ケ 西区下水道管路維持管理業務	9時40分
コ 手稲区下水道管路維持管理業務	9時45分

(6) 入札書等の提出にあたっての留意事項

ア 入札書の封入等

入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に特定共同企業体及び代表者の名称並びに「[調達件名(〇〇区下水道管路維持管理業務)]の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 持参による提出の場合

上記アの封書(入札書)に、特定共同企業体協定書(封入不要)を添えて提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状(別紙2)は入札書と同封せず提出すること。

ウ 送付による提出の場合

上記アの封書(入札書を入れた封筒)、特定共同企業体協定書(封入不要)を、同一の外封筒に入れ、外封に「[調達件名(〇〇区下水道管路維持管理業務)]の入札書在中」の旨を記載し、上記(3)アの提出期限までに必着するように送付すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。

エ 入札参加者は、いったん提出した入札書、審査書類等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、同時に他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 入札保証金

免除する。

(9) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得(平成15年9月10日管財部長決裁)第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなかったときは、当該入札は無効とする。

(10) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災の他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(11) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行者又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行者又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

9 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(4)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。（最低制限価格の設定：無）

(2) 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 再度の入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するため、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、上記5に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別紙3及びその添付書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(5) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(4)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(4)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 落札者となる者がなかったとき

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、入札参加資格の審査の結果、落札者となる者がなかったときは、再度の入札を行う。この場合にお

いて、上記(4)又は(5)に基づき入札が無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、この再度の入札は、上記(3)の再度の入札を含め、2回を限度として行う。

(7) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

10 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額（各契約単価に予定数量を乗じて得た額を合算した金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙4のとおり

11 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面（別紙5）にて、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月27日(金) 16時00分まで

イ 提出先

上記2に同じ。なお、ファクシミリ又は電子メール送信後は電話により着信確認をすること。

ウ 回答書の閲覧

回答は、令和8年3月3日(火)までに、適宜、上記2にて閲覧に供するとともに、下水道河川局のホームページに掲載する。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(3) 免税業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙6）を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。